

令和2年度の主な組織改正について

I 令和2年度組織改正の考え方

令和2年度の組織改正については、川崎市総合計画に掲げる「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、保育・幼児教育の質の向上、教育的ニーズへの対応、平等と多様性を尊重した人権施策の推進など、多様化・複雑化する市民ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、コンプライアンスの推進や公共施設等の資産の有効活用、適正管理の推進など行政体制の充実を図るため、効率的かつ効果的な執行体制を整備し、組織の最適化を図ります。

II 主な組織整備

1 「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の着実な推進

(1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- ① 高齢者や障害児・者が可能な限り住み慣れた場所で暮らし続けることができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションの推進に向けて、調査研究・連携調整・人材育成機能の構築や指定管理者との調整など、総合リハビリテーション推進センター等の設置準備を円滑に進めるため、健康福祉局障害保健福祉部に**総合リハビリテーションセンター設置準備担当**を設置します。(改正図1)
- ② 国民健康保険事業と後期高齢者医療事業の一体的な取組や医療費適正化業務に対応するため、健康福祉局医療保険部に**医療保険課**を設置するとともに、受給要件の複雑化等により、更なる専門知識の高度化が求められる障害年金業務と、障害者医療及び難病医療業務を同一の所管課に集約することで、的確・効果的な対応を図るため、**国民年金・福祉医療課**を設置します。(改正図2)
- ③ 第5次地方分権一括法に伴い、神奈川県から権限移譲を受けた高圧ガス保安法及び火薬類取締法に係る業務について、指導及び関係団体との連携強化を図るとともに、更なる権限移譲に向けた準備・調整を進めるため、消

防局予防部危険物課に**高圧ガス保安・火薬類取締担当**を設置します。(改正図3)

(2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- ① 引き続き実施する待機児童対策に伴い、認可保育所や多様な運営主体等の増加が進む中で、より効率的かつ効果的な幼児教育・保育の量の確保方策を推進するとともに、安定的かつ継続的な施設運営など、保育の質の向上に向けて運営指導體制の充実・強化を図るため、こども未来局子育て推進部を再編し、**保育対策課**を設置するとともに、**保育事業部**を設け**保育第1課**及び**保育第2課**を設置します。(改正図4)
- ② 新学習指導要領への対応を含め、いじめ、不登校、地域の中の学校づくり、外国につながる児童生徒への支援強化や、教職員の働き方・仕事の進め方改革の更なる推進など、様々な課題に的確に対応し、かわさき教育プランに基づく政策の着実な推進を図るため、教育委員会事務局教育改革推進担当を再編し、**教育政策室**を設置します。(改正図5)
- ③ 児童生徒の通学路の交通安全対策や防犯対策、防災教育など、学校安全上の課題への対応を図るため、教育委員会事務局学校教育部健康教育課に**学校安全担当**を設置します。(改正図6)
- ④ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級指導教室に通う児童生徒、通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している中で、適切な支援の場の確保や、関係機関等との連携強化、校内支援体制の充実など、支援教育の取組を強化するため、教育委員会事務局学校教育部に**支援教育担当**を設置します。(改正図7)

(3) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

国内外の様々な産業拠点との連携を進めるとともに、統合イノベーション戦略等の国の諸施策を活用し、キングスカイフロントを中心とするエリアにエコシステムを形成するため、臨海部国際戦略本部国際戦略推進部に**連携推進担当**を設置します。(改正図8)

(4) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

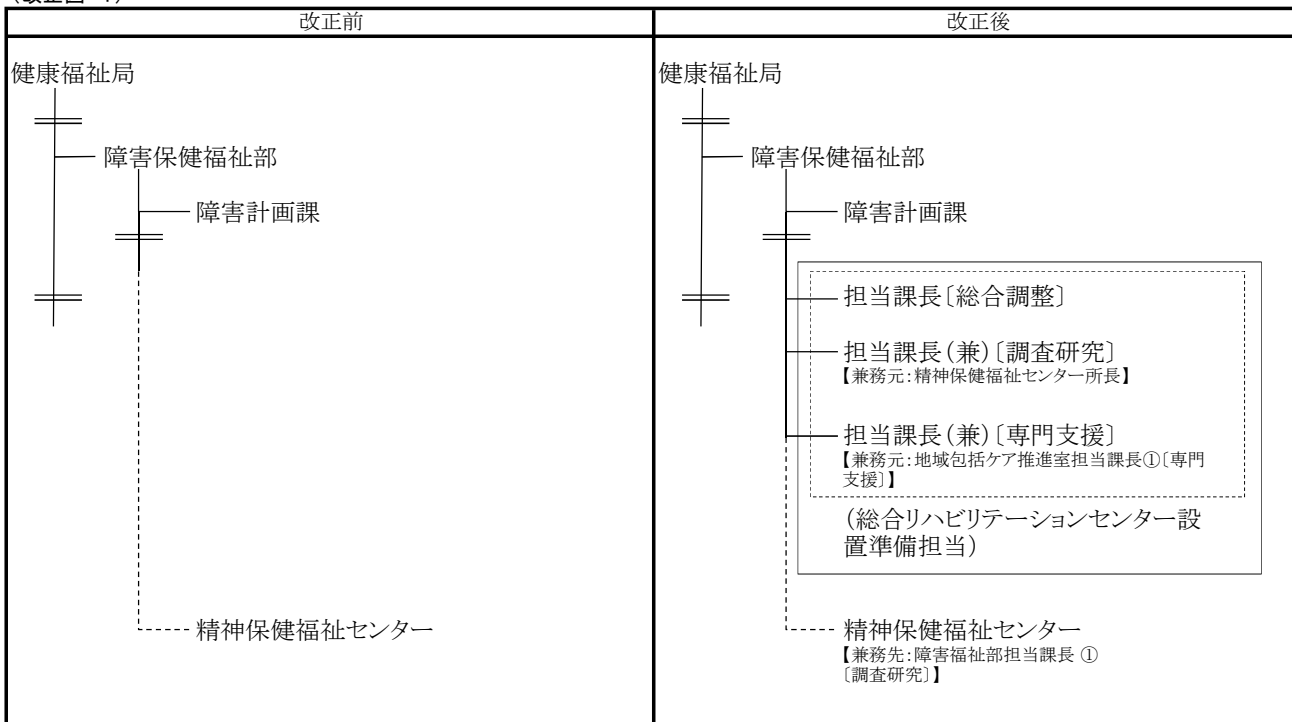
- ① 差別のない人権尊重のまちづくり条例施行に伴い、人権侵害に関する相談、人権啓発、情報収集や本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組など各種施策の推進のため、市民文化局人権・男女共同参画室に**人権尊重のまちづくり担当**を設置します。(改正図 9)
- ② 外国人市民の更なる増加を見据え、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指した取組を推進するため、市民文化局市民生活部に**多文化共生推進課**を設置します。(改正図 10)

2 その他行政体制の充実

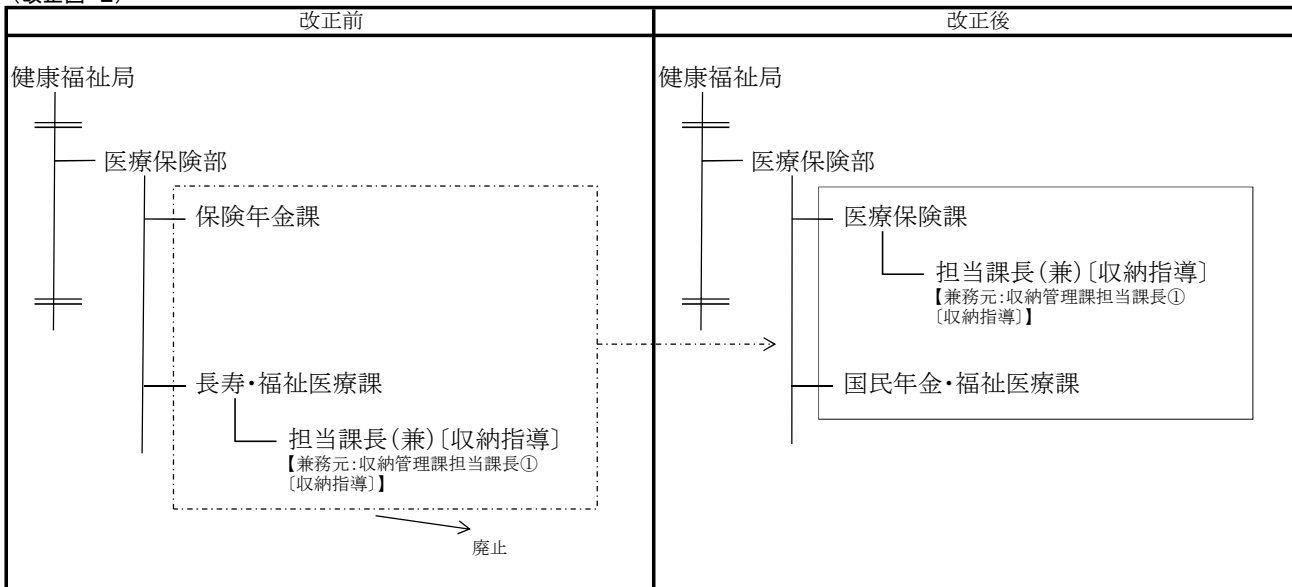
- ① 改正地方自治法に基づく内部統制制度の導入に伴い、内部統制の推進及び評価の体制を構築するとともに、サービス監視、行政不服審査等の行政管理関係事務を一元化し、コンプライアンスの推進及び行政管理の機能強化を図るため、総務企画局に**コンプライアンス推進室**を設置します。(改正図 11)
- ② 資産保有の最適化など、公共施設等の整備、管理及び利活用に関する施策の企画及び総合調整を行うため、総務企画局に**公共施設総合調整室**を設置します。(改正図 12)
- ③ 令和元年 10 月に上陸した台風 19 号により被害を受けた市民ミュージアムの今後についての検討を実施するため、市民文化局市民文化振興室に**市民ミュージアム調整担当**を設置します。収蔵品の修復のため、同室に**収蔵品修復調整担当**を設置するとともに、教育委員会事務局生涯学習部文化財課に**収蔵品（考古系）修復調整担当**を設置します。(改正図 13)

令和2年度の主な組織改正図

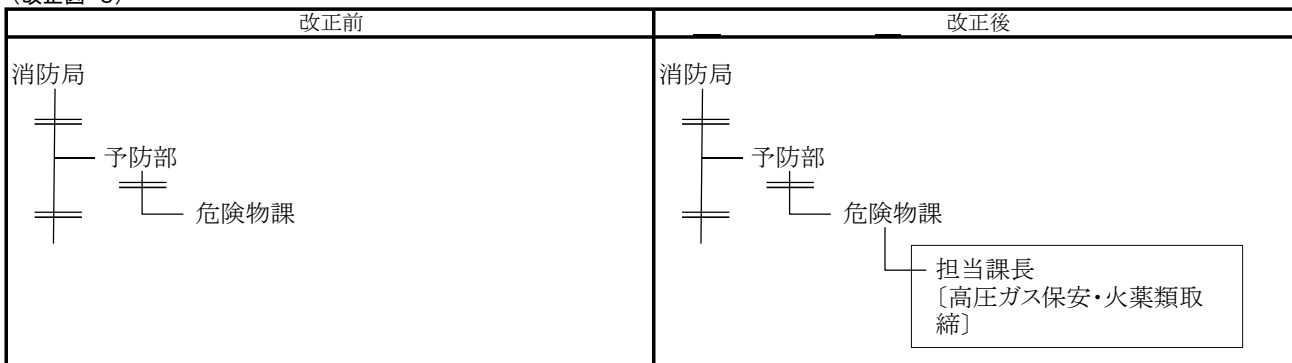
(改正図 1)



(改正図 2)

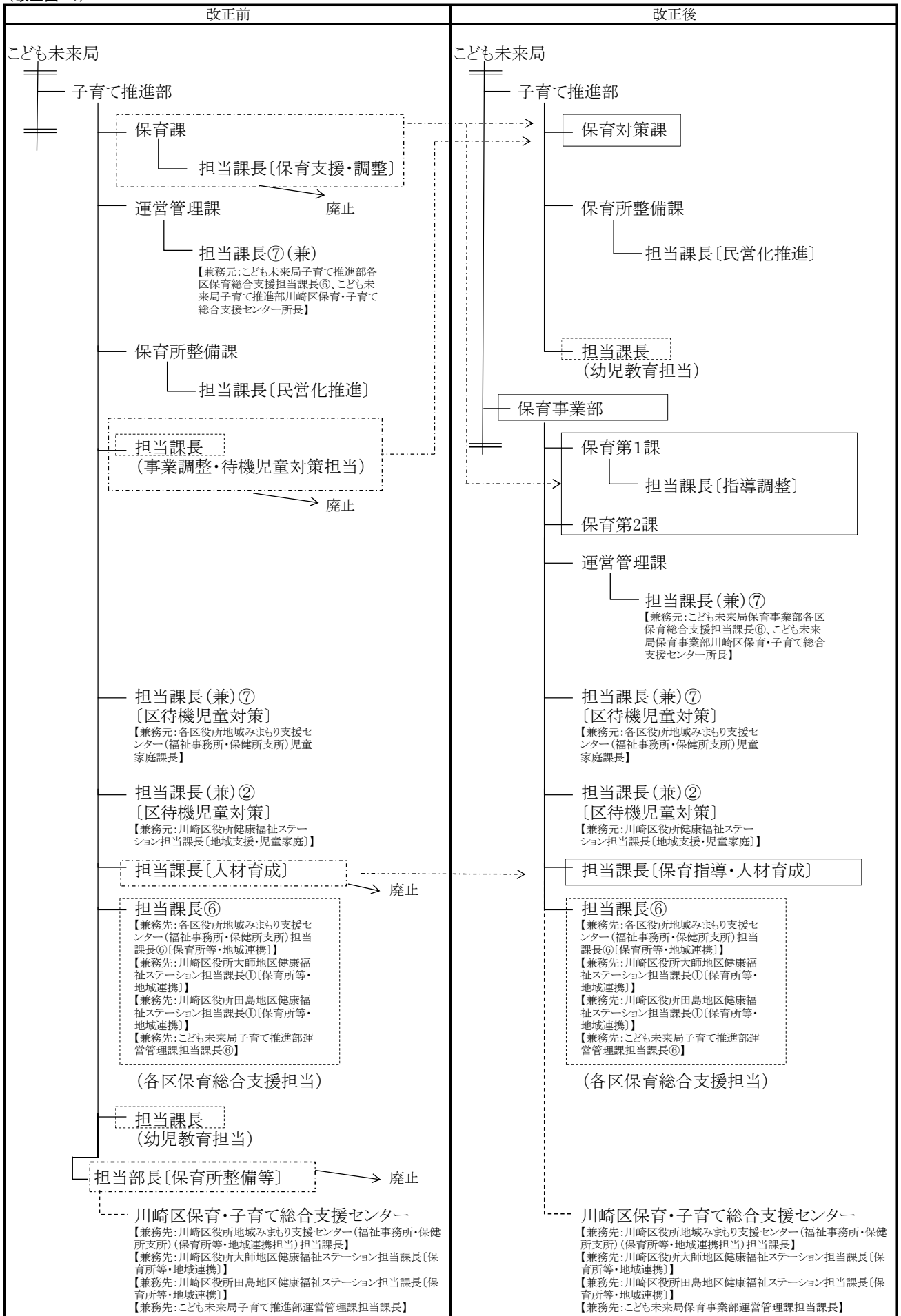


(改正図 3)



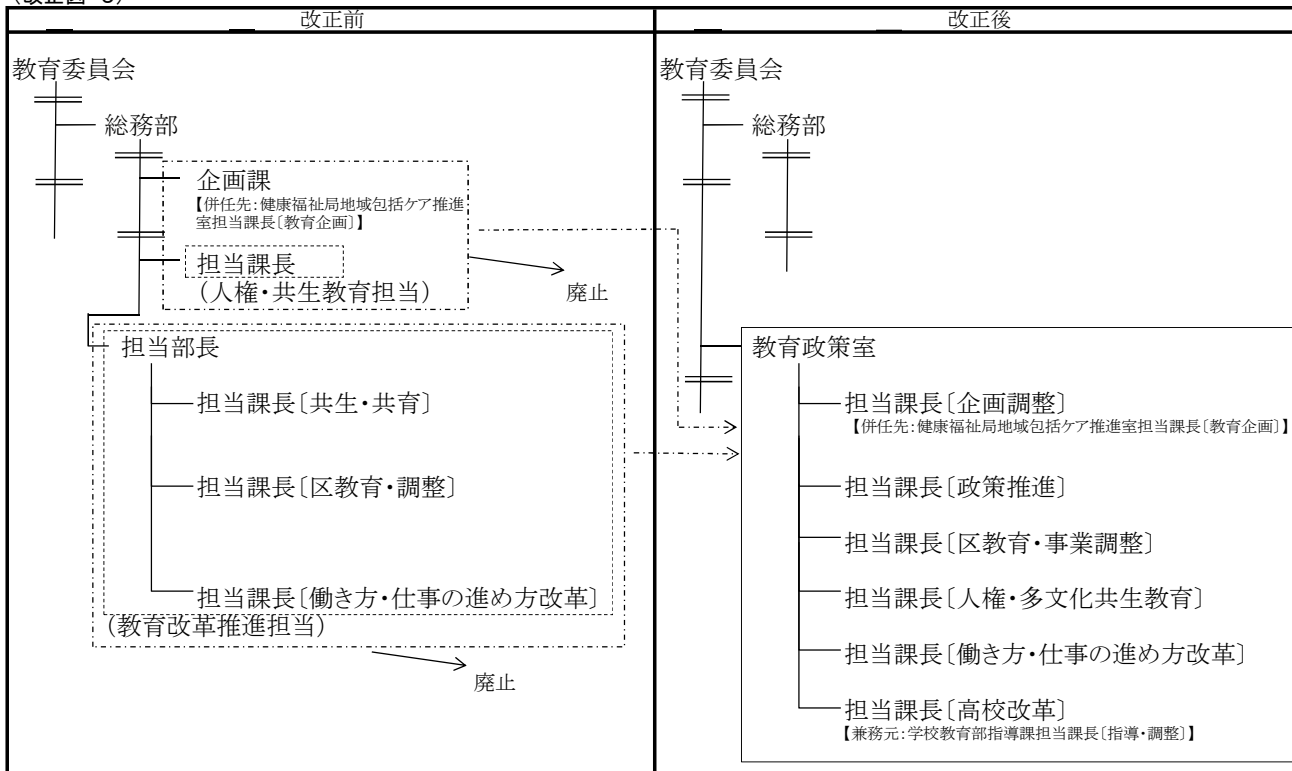
令和2年度の主な組織改正図

(改正図 4)

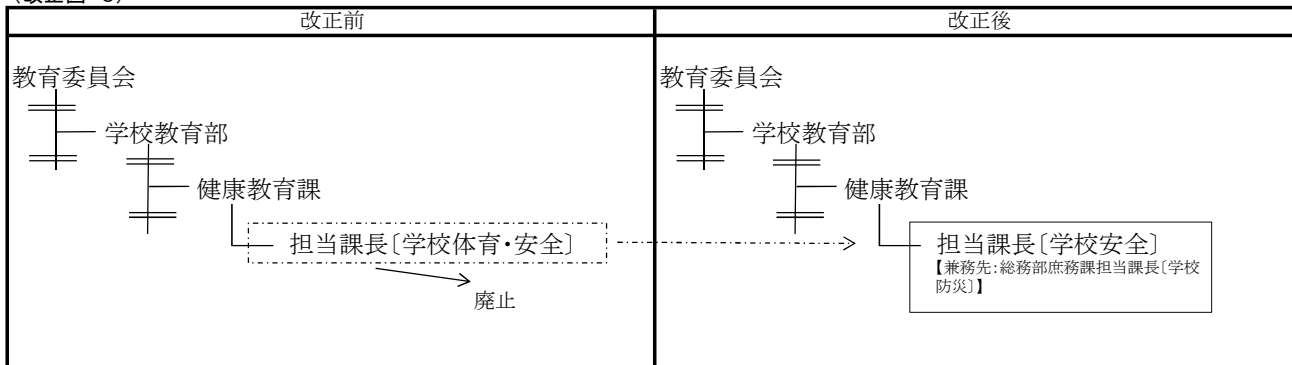


令和2年度の主な組織改正図

(改正図 5)

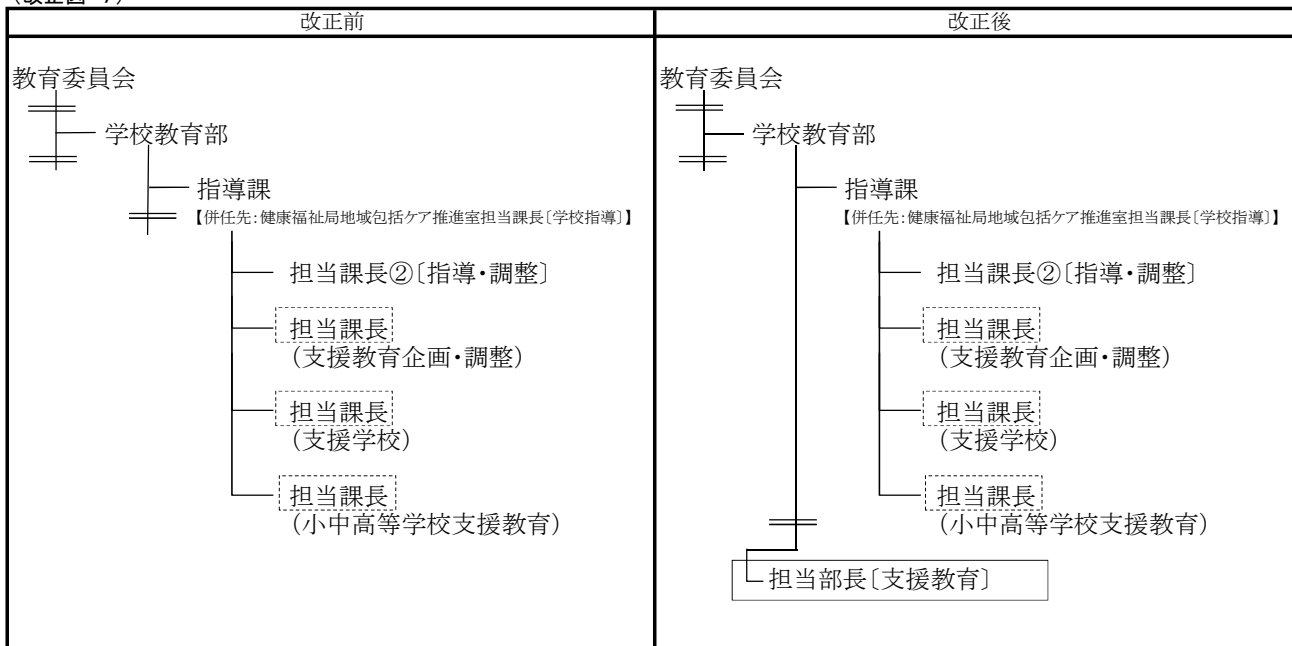


(改正図 6)

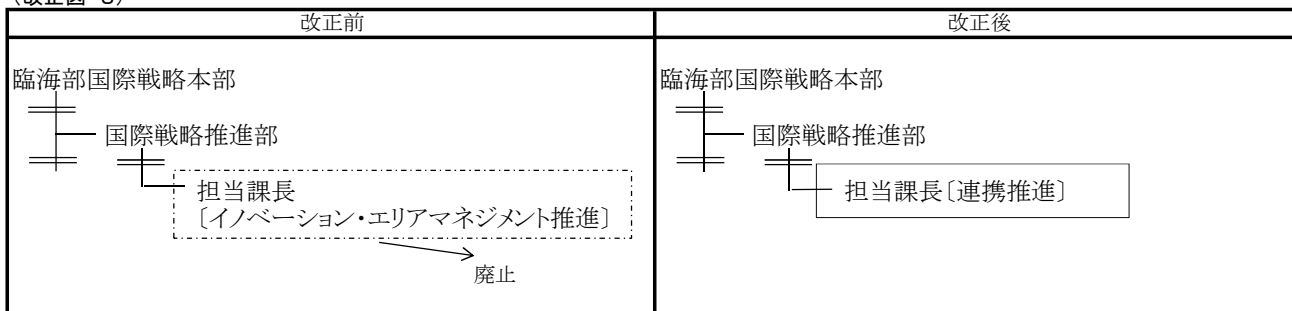


令和2年度の主な組織改正図

(改正図 7)

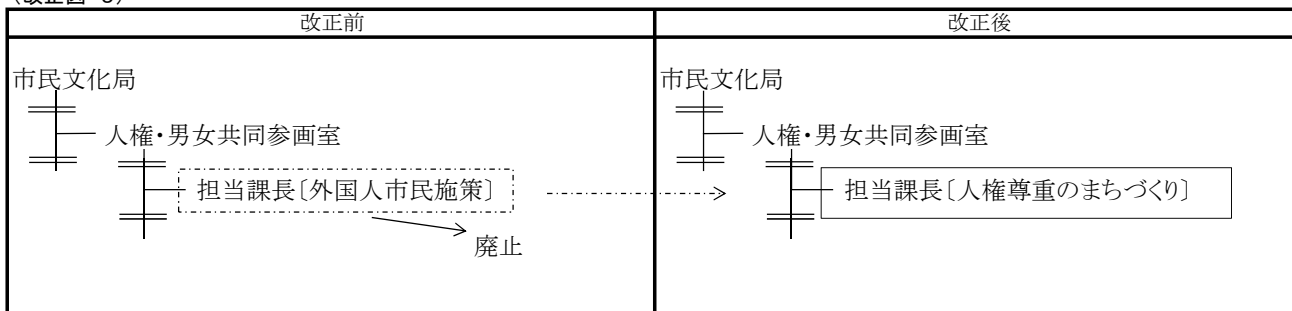


(改正図 8)

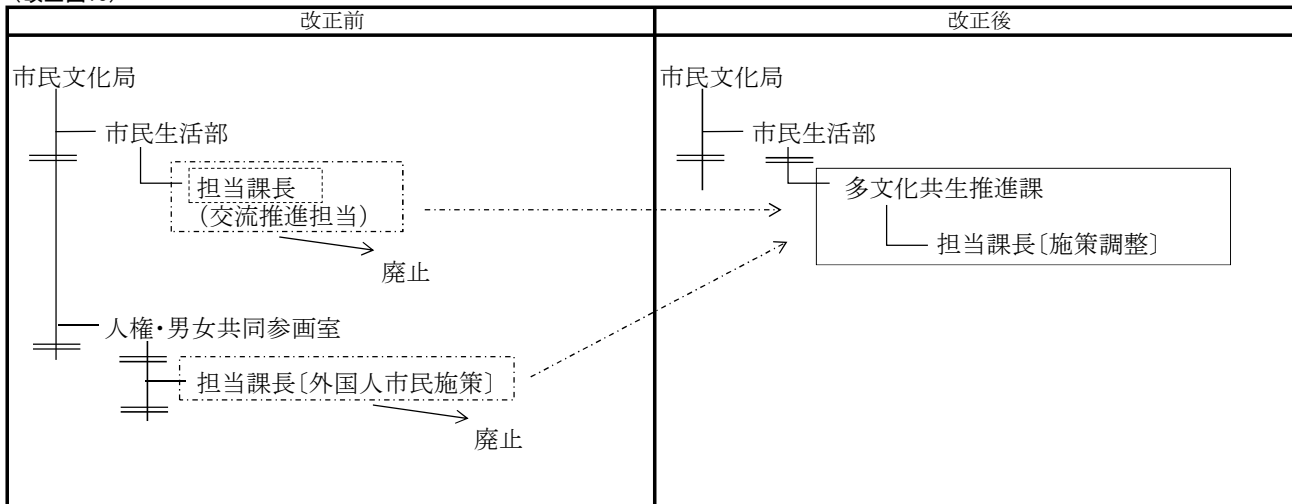


令和2年度の主な組織改正図

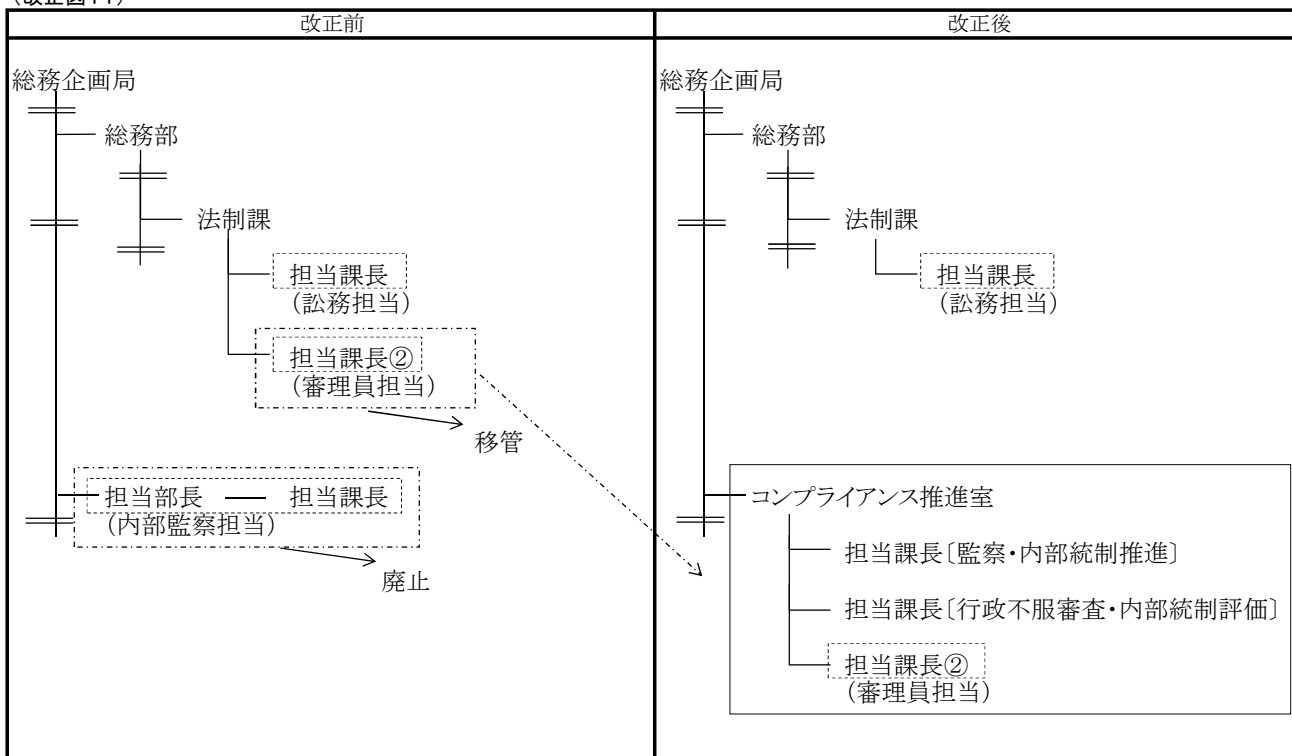
(改正図 9)



(改正図10)

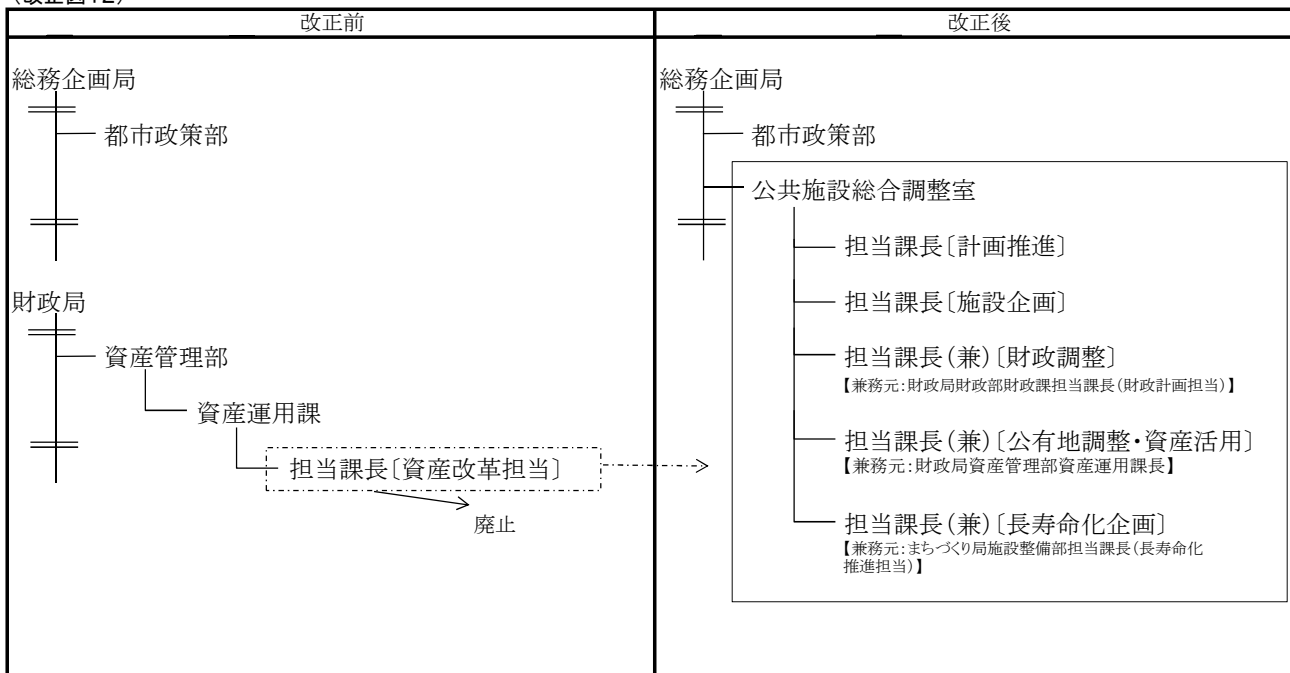


(改正図11)



令和2年度の主な組織改正図

(改正図12)



(改正図13)

